

注目  
01

## ご存じですか？「ひとり親家庭のための支援制度」

## 問合せ

子育て・こども課 こども未来係

内線 167



## 児童扶養手当

生活安定と児童福祉の向上のための手当。

## ●対象者

父母の離婚、父または母の死亡などさまざまな理由で児童（18歳到達年度の末日まで）を監護している母や監護・生計を同じくする父、当該児童を養育する人。

## ●手当（月額）

児童1人の場合は、全部支給46,690円、一部支給11,010円～46,680円

児童2人目以降は、1人につき最大11,030円を加算

※受給者の所得に応じて支給額を決定。

## ひとり親家庭等医療費助成制度

福祉の増進を図るため、医療費を助成。

## ●対象者

ひとり親家庭の父または母、児童、寡婦等（60歳以上70歳未満で、扶養義務者と生計を同一にしない人）

※所得制限などあり。

## ●助成額

医療機関ごとに支払った保険診療分の自己負担額から1日800円、月上限1,600円を控除した額を助成。

（薬局は保険診療分の自己負担全額）

※寡婦等は入院にかかる保険診療分の自己負担額から1日1,200円を控除した額を助成。

## 母子父子寡婦福祉資金貸付金制度

母子（寡婦）・父子家庭の経済的自立と児童の福祉向上を図るため、各種資金を貸付。

## ●貸付資金

就学支度資金（入学に必要な資金）

修学資金（高校・大学などの修学に必要な資金）

修業資金（事業開始・技能習得のために必要な資金）など

## 自立支援教育訓練給付金

就職に役立つ能力開発のために雇用保険制度の教育訓練給付指定講座などを受講し修了した場合に、受講料の一部を助成。

## ●助成額

受講料の6割相当額

上限 20～60万円／年×修学年数  
(最大4年)

下限 12,000円

※教育訓練ごとに上限額・年数は異なる。

## 高等職業訓練促進給付金

就職に結び付きやすい資格（看護師、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、保育士など）の取得に要する期間（上限4年間）の生活費負担軽減を目的に支給。

## ●支給額（月額）

市民税非課税世帯 10万円  
(修学最終年14万円)

市民税課税世帯 70,500円  
(修学最終年11万500円)

※4年の支給には条件があり。

## ひとり親家庭高等職業訓練促進資金

## 貸付金制度

上記の高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金（50万円以内）および就職準備金（20万円以内）を貸付。

## ひとり親家庭等生活向上事業

児童のしつけや育児、健康管理（親子料理講習会）などに関する各種生活支援講習会を実施。

※各種制度の利用を希望する場合は、事前にご相談ください。

※ひとり親の就労は、母子・父子自立支援員がお手伝いします。お気軽にご相談ください。